

第2章 各論

第1節 その人らしさを尊重し合う地域社会の推進



I 理解

1 障がいのある人への理解の促進

現状と課題

○ アンケート「市民の理解」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
かなり深まったと思う	3.2(3.8)	4.8(5.2)	2.8(3.2)
ある程度深まったと思う	27.1(27.8)	17.4(18.0)	13.2(13.6)
あまり深まったとは思わない	20.9(24.7)	23.6(29.5)	27.4(27.7)
まったく深まったとは思わない	8.7(10.7)	12.7(10.7)	21.7(21.7)
どちらとも言えない	30.0(32.9)	34.5(36.5)	31.6(33.9)
無回答	10.1(-)	7.0(-)	3.3(-)

(注) ()内は4次計画策定時のアンケート結果。4次計画策定時は、無回答を集計していない。
以下、表において同じ。

障がいのある人に対する市民からの理解について、前回の4次計画策定時から深まっているとは言えません。

障がい種別でみると、知的障がい者及び精神障がい者で、市民の理解が深まっていないと思っている割合が高い傾向にあります。

これは、見た目からは障がいの有無が分かりづらく、一人一人障がいの特性が異なることなどによる影響と考えられます。

○ 障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を実効性あるものにしていくには、障がいのある人に対する市民の理解が必要であるほか、障がいに対する差別や偏見を無くす必要があります。

○ 国は、ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザイン(※1)のまちづくり」について実行してきました。

行動計画における「心のバリアフリー」とは様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとしています。

また、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の3点を掲げています。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
 - ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
 - ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。
- ただし、アンケート結果から、本市においては十分に浸透しているとは言えません。

（※1）ユニバーサルデザインとは、すべての人が利用しやすいように設計をするという考え方

○ アンケート「障がい者に対する市民の理解が深まるために必要なこと」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
教育の充実	41.1	43.9	42.8
「障害者週間記念事業」などのイベントの充実	13.9	17.6	13
スポーツ・レクリエーション・文化活動などの場の充実	17.9	20.7	13.2
福祉出前講座や講演会の開催	21.7	19.3	22.7
ボランティアの育成	32.8	27.6	20.9
とくにない	25.5	25.9	30.4
その他	6	6.5	6.7
無回答	19.3	8.2	7.3
無効	-	0.5	-

○ アンケート「障がい者への理解を促進するために必要な取組」

(%)

	障がいのない人
こどもに対する福祉教育に力を入れる	34.1
障害のある児童生徒とない生徒が相互作用を深める交流教育を促進する	41.4
市民対象の福祉講座や講演会を開催する	8.7
スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通じて障がいのある方とない方とのふれあいの機会を増やす	33.1
障がい者団体の活動をPRする	12.7
障がいのある方に対するボランティア活動を育成・支援する	23.2
地域において障がいのある方とない方との交流を深めるイベントを実施する	17.3
市の広報紙で障がいのある方への理解を深めるための広報を推進する	14
市のウェブサイト（ホームページ）、SNSで障がいのある方への理解を深めるための広報を推進する	6.6
テレビ・新聞等マスメディアに障がいのある方への理解を深めるための報道を依頼する	12.6
市の職員に対して研修を実施する	16
とくにない	8.7
その他	2.4
無回答	2.1
無効	2.1

交流教育や福祉教育など、子どもを対象とした取り組みへの期待が高いことが示されています。これは、障がいに対する理解や共生の意識を育むには、早期からの教育が効果的であると考えている市民が多いことを示しています。

また、「スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通じて障がいのある方とない方とのふれあいの機会を増やす」とする回答も多く、形式的な啓発よりも実体験を通じた理解促進に効果があると考える市民も多いことを示しています。

- 本市は、ノーマライゼーション（※2）の理念の浸透を図ることを目的として障害者週間記念事業（※3）や精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施するとともに、地域、学校、企業等からの要望に応じて、障がいのある人や意思疎通支援者を派遣する各種出前講座を実施することにより、障がいのある人に対する理解の浸透を図っています。

また、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることを目的としている「ヘルプマーク」や、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載した「ヘルプカード」の周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人等への理解促進も図っています。

そして、障がい者福祉施策の推進に対しては、障がいのある方の意見を聴取し、反映することが重要です。

（※2）ノーマライゼーションとは、障がいのある人が特別に区別されることなく、社会の中で他の人達と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

（※3）障害者週間とは、障害者基本法で定める基本原則に関する関心と理解を国民の間に広め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、同法第9条で12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と設定している。

施策の方向

様々な障害の特性や障がいのある人の困りごとを理解し、必要な配慮や支援を行える、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けた、取組を実施するとともに、障がいのある方が自身のことを発信できる環境を整備し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

具体的施策

- （1） 障害者週間記念事業の実施
障害者週間記念事業に市民の参加を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進など、啓発に努めます。
- （2） 精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業の実施
スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、精神障がいのある人の地域への社会参加と地域住民との交流を促進するとともに、地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図る精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施します。

(3) 発達障害啓発事業の実施【新規】

自閉症を含む発達障害に関する展示、市役所総合庁舎などをブルーライトアップするなどの普及啓発活動を関係団体とともに実施することで、地域住民に対し、自閉症を含む発達障害に対する理解を促進します。

(4) 手話言語普及促進事業の実施【新規】

「手話言語の国際デー（※4）」及び「手話の日」に、常盤ロータリータワーをブルーライトアップすることで、市民に対し手話言語や聴覚障害に対する意識啓発を行います。

(※4) 手話言語の国際デーとは、平成 29 年 12 月に国連総会で決議され、毎年 9 月 23 日に、手話が音声言語と対等な言語であることを認識し、ろう者の人権保障と手話文化の尊重を促進するために定められた国際的な日。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」により、同日を「手話の日」として定めている。

(5) 障がいに係る啓発デーの周知【新規】

「世界てんかんの日（※5）」などの障がいに係る啓発デーの周知を関係団体と協力して行うことで、様々な障害に係る啓発を行います。

(※5) 世界てんかんの日とは、国際てんかん協会及び国際抗てんかん連盟により定められ、平成 27 年から毎年 2 月の第 2 月曜日にてんかんに関する理解向上を目的として定められた国際的な日。

(6) 各種出前講座の実施

障がいや障がいのある人について理解と関心を高め、思いやりや社会奉仕の心を育むことができるようにするとともに、福祉教育の推進のため障がいのある人が自らの体験や障がいについて講話を行う福祉出前講座（車いす、盲導犬、障がい者スポーツ）や手話の普及及び聴覚障がいのある人への理解を促進する手話出前講座を実施します。

(7) ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進

外見から分かりづらい障がいのある人等にヘルプマーク及びヘルプカードを配付するとともに、ヘルプマーク等の理解・啓発に努めます。



(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)

年 月 日付印	
氏 名	(男・女)
住 所	
生年月日	年 月 日 血液型(型) 助 十 一
障がい名・病名等	
かかりつけ医療機関	(主治医)
緊急連絡先	
第1連絡先	続柄
電:	
第2連絡先	続柄
電:	

(8) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々な行政施策に障害のある人の意見が十分反映されるようにするため、障がいのある人が本市附属機関等に委員として参画するなど、意見聴取の場を設け、障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進します。

(9) 交流及び共同学習の推進

障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を受けながら、できるだけ障がいのない児童生徒と共に過ごしたり交流したりできる教育を推進します。

Ⅱ 差別の解消・権利擁護

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

- アンケート「障がい者を理由に差別を受けたり、悲しく嫌な思いをしたこと」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
よくある	3.4(5.5)	11.4(16.0)	12.9(14.4)
時々ある	16.5(17.7)	34.2(36.6)	34.4(34.8)
ほとんどない	35.6(35.4)	23.1(18.4)	23.9(19.7)
まったくない	37.3(41.3)	23.8(29.1)	26.1(31.1)
無回答	7.2(-)	7.6(-)	2.8(-)

- アンケート「差別を受けたと感じた場面」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
いやなことを言われた	42.9(44.5)	60.3(59.2)	65.2(69/.7)
仲間はずれにされた	11.7(10.4)	25.5(27.9)	25.5(27.6)
じろじろ見られた	44.2(46.8)	49.0(47.8)	34.2(35.3)
暴力をふるわれた	1.3(1.3)	10.2(9.6)	8.1(7.5)
施設の利用や交通機関への乗車拒否をされた	4.2(7.4)	4.2(2.7)	5.2(4.2)
住まいを探すとき	7.1(7.7)	4.0(3.8)	10.4(7.7)
その他	20.4(15.7)	24.9(6.3)	17.4(18.9)
無回答	51.3(-)	10.5(-)	12.2(-)

身体障がい者よりも知的障がい者と精神障がい者の方が差別を受けたり、嫌な思いを経験した割合が高く、社会的な理解や支援の不足が背景にあると考えられます。

差別の内容としては、言葉や視線、仲間外れなど、日常生活の中で発生しており、障がいに対する偏見があると考えられます。

- アンケート「身近な社会に障がいのある人に対する差別や偏見があると思うか」

(%)

	障がいのない人
大いにある	18.1(18.2)
多少はある	56.0(55.3)
ない	9.1(15.0)
わからない	15.9(11.5)
無回答	0.9(-)

多くの市民が障がい者に対する差別の存在を認識していることがわかります。

これらは、日常生活の中で明確な差別行為でなくても、無意識の偏見や制度的な不平等を感じている可能性があり、障がい者に対する社会的な距離感や、理解不足による排除的な態度があるためと考えられます。

また、「わからない」との回答が一定数あることから、差別の定義や認識が人によって異なることが理由と考えられることから、差別についてわかりやすく周知する必要があります。

○ アンケート「障害者差別解消法を知っているか」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がいのない人
知っている	16.1(18.8)	15.1(20.1)	12.5(16.2)	21.1(20.2)
知らない	77.8(81.2)	81.3(79.9)	84.7(83.8)	77.1(79.8)
無回答	6.1(-)	3.5(-)	2.8(-)	1.7(-)

障害のあるなしにかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け「障害者差別解消法」が施行されておりますが、障がいのあるなしに関わらず認知度はかなり低い状況となっております。

差別のない社会づくりには、障害者差別解消法の内容や意義の理解が不可欠であるため、法の周知と理解促進を図る必要があります。

○ 改正された障害者差別解消法により、令和6年（2024年）4月1日から行政機関のみならず、民間事業者において合理的配慮の提供が法的に義務化されました。

これにより、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

○ 合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じ、相互理解を深め、ともに対処案を検討していくことが重要であり、双方がこの考えを理解する必要があります。

○ 本市は、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や地域における関係機関の連携、普及・啓発活動の実施を行う必要があります。

施策の方向

障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。

具体的施策

(1) 普及・啓発活動の実施

障がいや理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者の障がいや障がいのある人への理解と関心を深めるための普及・啓発を積極的に実施するとともに、合理的配慮の提供についても普及・啓発に努めます。

(2) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携

障害福祉課が相談窓口となって対応し、相談の内容に応じて、北海道が設置する上川圏域障害者差別解消支援地域協議会とも連携しながら解決を図ります。

また、本市においても障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討を行います。

(3) 行政サービス等における配慮【拡充】

障害者差別解消法に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に取り組むため、基本的考え方や具体例、相談体制などを内容とする本市職員の対応要領に基づき、職員が障がいに関する知識や理解を深めることで、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションや情報提供に努めます。

総合庁舎及び各支所の窓口において、筆談に対応する旨のマークの掲示や総合庁舎1階、2階の窓口において軟骨伝導式イヤホンを設置し、中途難失聴者や耳の聞こえにくい方に対する配慮を実施します。

また、選挙の投票所内において、点字の候補者名簿、意思表示が困難な方等が要望を伝える投票支援カードや指さし等で要望を伝えるコミュニケーションボードを配置しているほか、簡易スロープの設置などのバリアフリー化や支援を要する方に対する介添えや聴覚障害のある方に対する筆談等を行うとともに代理投票を実施します。

このほか、音声による選挙公報の発行、指定病院等における不在者投票や郵便等による不在者投票を実施します。

2 権利擁護の推進

現状と課題

- 国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、障がい者を雇用する事業主などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどを内容とする障害者虐待防止法が制定されました。本市では、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口として、平成24年10月に旭川市障害者虐待防止センターを設置しています。
- 高齢化が進行する中、判断能力が不十分な障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全・

安心に生活を送ることができるよう支援することが必要です。

日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの支援が実施されています。

- 旭川成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談や手続の支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。また、長期的な支援や多様な特性への対応が必要な障がいのある人等には、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用な場合があります。

施策の方向

障がいのある人の権利擁護を促進するため、各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって、これらの制度を利用しやすいものとするよう取組を行います。

具体的施策

(1) 障害者虐待防止センターの運営

旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な助言・指導を行います。

また、周知・啓発を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めるとともに、障がい者福祉施設内での障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関しては、障がい者福祉施設の指導監査機関と連携した対応を行います。

(2) 相談窓口間の連携による問題解決

障がい者、高齢者、子ども・子育て、生活困窮者など市役所各相談窓口における連携はもちろんのこと、関係機関との連携をとりながら、権利擁護に係る問題解決や、相談者がより良い支援を受けられるよう努めます。

また、旭川市自立支援協議会を通じて、様々な関係機関との連携強化に取り組みます。

(3) 日常生活自立支援事業への協力

地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう実施主体である社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の普及等に努めます。

(4) 成年後見制度等の普及

旭川成年後見支援センターにおいて、制度の普及・啓発の推進及び市民後見人の養成に努めるほか、国の方針に基づき権利擁護に関わる支援策に取り組めます。

3 地域福祉活動の推進

現状と課題

- 旭川市では、令和6年3月に第5期旭川市地域福祉計画を策定し、「普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたたかいつながりが育まれる地域」を基本理念とした各種取組を推進しています。
- アンケート「地域・近隣つきあい」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
地域の行事や活動に積極的に参加している	12.5(14.0)	6.9(7.3)	3.2(5.4)
用事を頼める程度のつきあいはしている	12.5(14.6)	3.9(4.1)	5.7(13.9)
世間話をする	33.9(37.6)	6.9(12.2)	14.3(13.9)
会ったときはあいさつをする	76.5(75.3)	58.1(59.9)	58.5(60.3)
つきあいはしていない	16.4(19.3)	40.4(37.5)	41.3(31.7)
その他	1.7(0.5)	1.9(1.8)	1.5(2.4)
無回答	9.2(-)	5.8(-)	2.6(-)

前回のアンケート結果よりも地域活動への参加等、地域・近隣住民との交流が減少しています。

コロナ禍を経て、地域の行事自体の減少や生活様式の変化などの影響が残っている場合も考えられますが、障がいのある人が地域で孤立しないような取組が重要です。

- 地域における人と人のつながりが希薄となり、町内会の加入率は年々低下していますが、町内会、地区市民委員会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進協議会等が取り組む地域福祉活動の果たす役割は大きく、引き続きその活性化や活動の支援を図っていく必要があります。一方で、地域福祉活動の担い手の高齢化等により、担い手が不足しているため、担い手の確保が課題となっています。

施策の方向

障がいのある人もない人も地域社会において、心から受け入れられ、また支え合いの中で参画するという、ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

具体的施策

(1) 地域交流の促進【拡充】

地域における交流の場を提供する団体等を支援し、障がいのある人とない人の交流を促進します。

また、令和7年度から障害者入所施設やグループホームにおいて地域連携推進会議の実施が義務化されたことから、地域との関係性が構築され、利用者に対する理解が促進されます。

(2) 地域福祉活動の推進【拡充】

令和4年4月に施行した「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」により、市の責務、社会福祉協議会や関連団体等の役割を設定し、誰もが安心して充実した幸せな生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(3) ボランティア活動への支援

障がいのある人に対してボランティア活動を行う団体に対して、旭川市社会福祉協議会等と連携をとりながら、ボランティア活動についての適切な情報の提供を行うなど、その活動を支援します。

(4) 民生委員・児童委員に対する研修の実施

新たに厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修のほか、民生委員・児童委員活動をより充実したものとするために必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を実施します。

(5) 旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の周知

旭川市社会福祉協議会との協働により策定した、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画」について、世代に関わらず地域における支え合いの重要性を認識し、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう各地域活動団体や小中学校での出前講座を実施することで、周知を行います。

第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実



I 生活支援

1 相談支援体制の整備

現状と課題

- 本市では、障がいのある人に対する相談・情報提供・生活支援等のため、旭川市障害者福祉センターおびつた内に、旭川市障害者総合相談支援センターを設置しています。おびつた内には、かみかわ相談支援センターねっと、北海道発達障害者支援道北地域センターきたのまち及び上川中南部就業・生活支援センターきたのまちが設置されているほか、旭川市小児慢性特定疾病相談室及び旭川市医療的ケア児等総合相談室を設置しており、障がいに係る相談機関が集積しています。

このほか、行政の相談機関としては、旭川市、旭川市教育委員会、北海道旭川児童相談所、旭川公共職業安定所等があり、地域に、民生委員・児童委員がいます。

それぞれの相談に適切に対応することで悩みや不安を解消し、問題を解決していくために、各機関の専門性を高めつつ連携をすることで、いつでも、どこでも、安心して相談できる体制が必要になっています。

- 障害者総合支援法に基づいて設置する協議会として、旭川市自立支援協議会（※6）（以下「自立支援協議会」という。）を設置しています。自立支援協議会では、相談支援専門員が中心となって、本市における障害者福祉の地域課題を共有し、解決していくため毎月定例で会議を開催しているほか、専門部会や必要に応じたプロジェクトチームを設置して地域課題の解決に取り組んでいます。

（※6）自立支援協議会とは、障害者総合支援法に基づき、地域における障害福祉に関するシステムづくりや支援体制の整備を目的として、市町村や都道府県に設置される協議の場

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者支援施設に入所している方や精神科病院に長期入院している方などの地域移行を促進するため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者本人やその家族の緊急事態に対応する拠点機能（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備しましたが、その機能を充実させる必要があります。

施策の方向

障がいのある人やその家族の不安や問題を解決するため、障がいのある人等が相談しやすい支援体制の構築とともに、地域生活支援拠点等の充実に向けた取り組みを行います。

具体的施策

- (1) 旭川市障害者総合相談支援センターの機能強化
旭川市障害者総合相談支援センターの専門性を生かし、地域の障害者相談支援体制の構築するため、特定指定相談支援事業所等との連携を強化し、困難事例等への対応を強化します。
- (2) 相談支援機関の連携強化・体制の充実【拡充】
自立支援協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関との連携を密接にし、児童から高齢者まで障がいのある人一人一人への連続した支援ができるよう相談体制を強化します。
また、令和5年度から市内を4地域に分け、障がいのある方からの一般的な相談に対応する相談支援体制を構築したほか、令和6年度から旭川市医療的ケア児等総合相談室を開設し、相談支援等を実施しており、今後も障がい児者の支援に対する体制の充実を図ります。
- (3) 地域生活支援拠点等の充実
「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の各機能について、連携を強化し、充実したものにします。

2 サービスの質と量の充実

現状と課題

- 平成18年4月の障害者自立支援法の施行後、本市では、障害福祉サービス、障害児通所支援及び計画相談支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）に係る事業費が常に増加しており、本市における障害福祉サービス等の提供体制が拡大しています。
しかし、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいなど重度の障がいのある人が利用できる事業所が限られるなどの依然として課題もあります。
- 相談支援専門員不足が続き、全ての障害福祉サービス等利用者にサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する体制を構築するまでには至っていません。

施策の方向

障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点から、医療的ケアが必要な人や重度の障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の質と量の充実に努めます。

具体的施策

(1) 不足している障害福祉サービス等の改善

医療的ケア・行動障がい等、専門的な対応を必要とする重度の障がいのある人が利用できる障害福祉サービス等の量の充実のほか、介護者の急病時や障がい児が利用できる短期入所先の確保に努めます。

また、指定特定相談支援事業者の拡大を図り、障がい福祉サービス等利用者が計画相談を利用でき、適切なサービス利用ができる体制の構築を目指します。

(2) 障害福祉サービス等の質の確保【新規】

障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。

また、自立支援協議会や旭川市障害者総合相談支援センターなどで開催する各種研修等により、相談支援専門員及び支援員のスキル向上など障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施します。

(3) 地域生活支援拠点等の充実【再掲】

「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の各機能について、連携を強化し、充実したものにします。

3 障がい特性に配慮した支援

現状と課題

- 平成24年に改正された障害者基本法では、障がい者が受ける制限は機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し、発達障がいや難病等に起因する障がいが含まれることを明確化しています。
- 障がいは多様化しており、身体障がい、知的障がい及び精神障がいに加え、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、特性が異なるため、それぞれに配慮した支援が必要となります。

施策の方向

障がいが多様化していることを踏まえ、障がいに対する理解を深め、必要な支援が行えるよう努めます。

具体的施策

- (1) 発達障がい児者への支援
北海道発達障害者支援道北地域センターきたのまちと連携し、発達障がい児者とその家族が安心した地域生活を送れるよう、相談に応じ、助言等を行っていきます。
- (2) 難病相談事業等の推進
難病患者やその家族に対する相談や患者会への支援を通じて難病患者の療養生活の支援を推進します。
- (3) 高次脳機能障がいについての啓発の推進
高次脳機能障がいについての講習会の企画・運営に参画し、市民理解の促進を図るため、家族会と連携して啓発活動を推進します。
- (4) 各種研修会・講習会等への支援
発達障がいや難病、高次脳機能障がいのある人等で構成する団体が主催する各種研修会・講習会等への参加を広く市民に働きかけ、障がいについての理解の促進に努めます。

4 安定した生活の支援

現状と課題

- 障がい者アンケート調査で充実してほしい障がい者施策として割合が高いものの一つに「障がいのある方の各種手当の充実、医療費の軽減」があります。ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確立が不可欠です。
- 年金や手当等の給付制度、経済的負担の軽減に係る各種制度等の充実及び周知を図ることが求められています。
- 障がいのある人や難病患者の日常生活上の便宜を図るための用具や失われた身体機能を補うための補装具の支給費が物価高騰等のため増加しています。

- 地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保が必要ですが、障がいの特性や経済的な課題等により入居が困難な場合があります。

施策の方向

障がいのある人の経済的・社会的自立を支援するため、社会保障制度等の利用の促進を図るとともに、日常生活上の便宜を図るための用具の支給や支援及び住まいの確保に関する施策を推進します。

具体的施策

- (1) 各種制度の利用の促進
各種年金や手当の支給、医療費の助成等について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図ります。
- (2) 外出や移動の支援【拡充】
福祉タクシーチケット等の助成や精神障がい者の市内バス乗車料金の助成など、外出や移動に関する費用の一部助成を行います。
また、移動支援サービスの充実を図ります。
- (3) 国への所得保障の要望
障がいのある人の所得保障は国の責務である、との視点に立ち、必要に応じて国に要望します。
- (4) 日常生活用具の給付や補装具の支給【拡充】
障がいのある人のニーズなどに応じ、適切な給付が行えるよう日常生活用具の追加や見直しを図るとともに、補装具の支給を適切に実施します。
- (5) 住まいの安定確保に対する支援
旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会（住まいサポートあさひかわ）において、高齢者や障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方の、民間賃貸住宅への円滑な入居に当たって課題となる事柄について、その解決に向けた協議・検討を行うとともに、民間賃貸住宅の物件情報提供などの入居支援を行います。
また、市営住宅において身体障害者・高齢者向け住宅の整備を行います。

Ⅱ 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

- アンケート調査では身体障がいとなった原因は「疾病」が最も多く、49.8%となっています。
このことから、疾病に係る予防や早期発見が必要と考えられます。
- 本市では、乳幼児の健やかな成長及び発達を促すため、母子健康手帳交付時の相談支援を始め、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児の健康相談、乳児股関節脱臼検診等の実施、費用助成を行っています。
令和3年7月から10か月児健康診査を開始し、令和7年度は5歳児健康診査の実施に向けてモデル事業を行っています。
また、支援が必要と判断された場合は、早期に医療機関等と連携を図りながら、妊産婦、乳幼児に必要な支援を行っています。
- 市民の健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じて健やかで心豊かな生活が送れるよう、食生活や運動、喫煙等の生活習慣の見直しや改善に取り組み、疾病の発症を予防する「一次予防」を中心とした取組が必要です。

施策の方向

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る身体及び精神の健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

具体的施策

(1) 障がいの早期発見【拡充】

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査等、母子保健法に基づく保健事業を推進するとともに、令和8年度からの5歳児健康診査を本格実施します。

また、障がいの疑いが見られる乳幼児に対し、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関の利用に係る助言を行います。

(2) 子育て支援の推進

子育て家庭への相談、情報提供等を通し、障がいのある乳幼児の保護者の不安軽減を図ります。

(3) 疾病予防対策の充実

市民の健康づくりと生活習慣病の発症や重症化予防のため、各種健診を始め、健康相談や健康教育等の保健事業を実施するとともに、知識の普及啓発やあさひかわ健幸アプリの利活用を推進します。

2 保健・医療の充実等

現状と課題

- 保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するために重要な意義があり、適切なサービスが受けられるよう、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスを一体的に提供することで、障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。
- 難病を有する人に対しては、国や北海道で指定した希少難病について、医療費の一部又は全部を国と北海道で助成しています。また、本市においては特定医療費(指定難病)等の支給申請受付業務や難病相談、患者会への支援等を実施していますが、今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

施策の方向

障がいの早期発見及び障がいに対する医療の提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい、合併症及び感染症の防止を図るとともに、障がいのある人に対応した適切な保健サービスを提供します。

具体的施策

(1) 保健事業等の推進

障がいの予防又は軽減等を図るための一環として、各種健診等の保健事業を推進し、疾病の発症や重症化予防、健康増進を図ります。

(2) 医療費の給付等

医療が必要な障がいのある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、重度心身障害者医療費助成、自立支援医療の給付や精神障害者医療費助成などの公費による医療費の給付等行います。

(3) 歯科保健・医療の推進

障がいのある人が適切な歯科医療や歯科保健指導が受けられるよう、受診可能な歯科医療機関の情報提供などに取り組み、かかりつけ歯科医の活用について普及を図ります。

また、専門的な知識と技術を必要とする障がい者に対する歯科診療体制を確保するため、道北口腔保健センターで診療を行い、障がいのある人の歯の健康づくりを支援します。

(4) 受診しやすい環境の整備

聴覚障がいのある人が受診時にコミュニケーションを円滑にとることができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

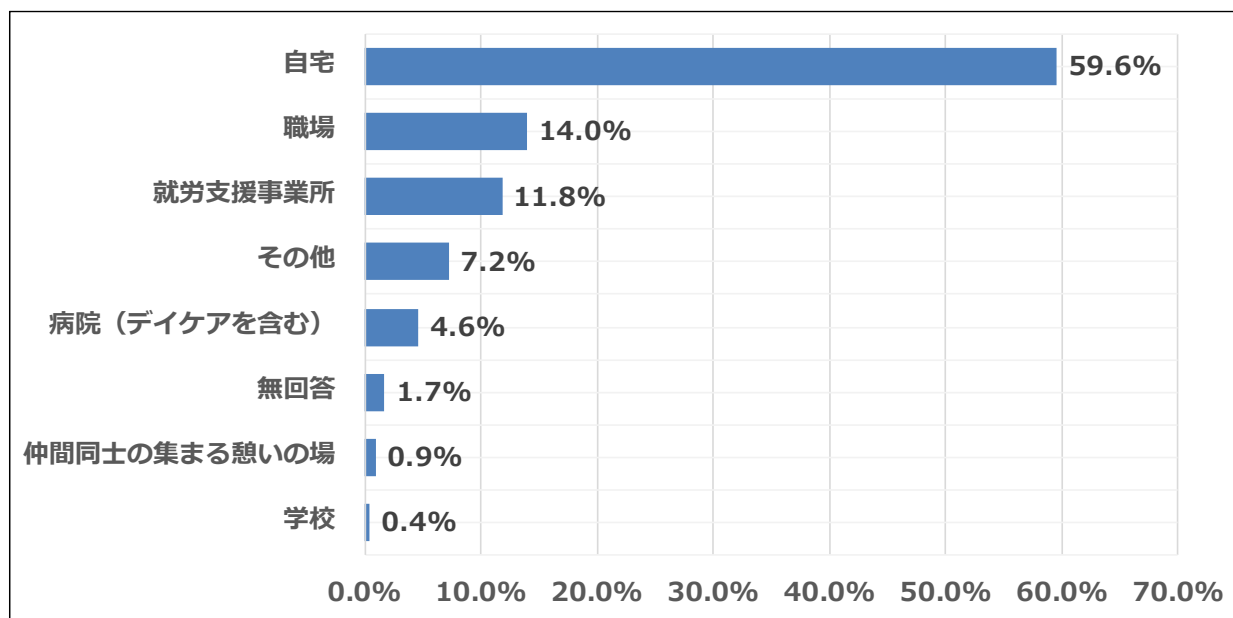
(5) 難病を有する人への保健・医療の充実

難病を有する人が地域で安心して生活できるよう、難病相談支援事業を通じ、医療機関や関係団体との連携を強化し、在宅の難病患者に対するきめ細やかな療養支援を推進します。

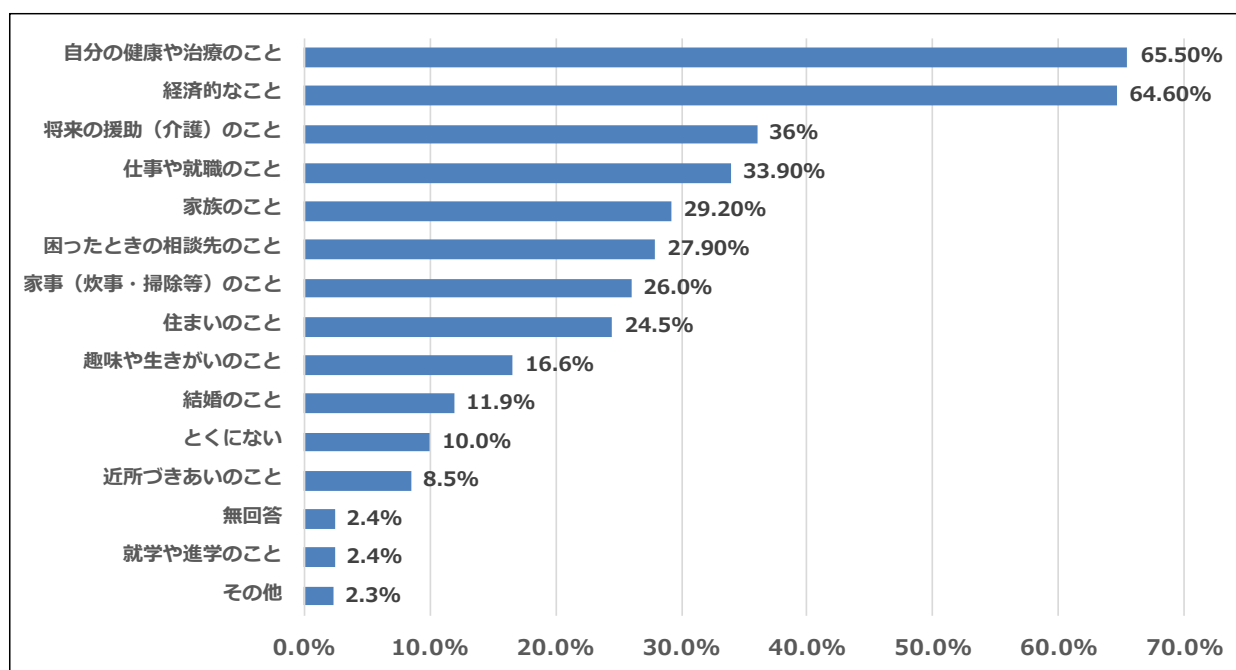
3 精神保健・医療の提供等

現状と課題

○ アンケート「日中、おもにどこで過ごしていますか」



○ アンケート「悩んでいることや不安なことはありますか。」



精神障がいのある人は、半数以上が自宅にいることが多く、また、自身の健康・治療のこと、経済的なことに不安を感じている人が多くなっています。

安心した生活を営むには、社会参加に関する支援と疾病に対する支援が必要と考えられます。

- 精神障害者保健福祉手帳の交付数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加傾向にあり、多種多様な支援が必要となっています。
- 精神障がいに対する理解が希薄であることのほか、精神科への受診に時間を要する場合があります、適切な診断や治療が受けられないことがあります。

施策の方向

精神障がいに関する市民の理解及びメンタルヘルスの増進に向けて取り組むとともに、支援について保健・医療・福祉の連携強化の取組を実施します。

具体的施策

- (1) 精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰でもかかる可能性のある疾患であり、メンタルヘルスに関する普及啓発を行います。

また、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るため、精神障害者地域社会参加ふれあい・交流事業、精神障がいに係る講演会などあらゆる機会を通じて、普及啓発を実施します。

(2) 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体の健康を害する人、うつ、ストレス疾患等の心の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 日中活動の場の充実

障がいのある人が日中活動する場として、市内には3か所の地域活動支援センターがあり、創作活動やレクリエーション、地域交流の場となっています。

また、障がいの程度、特性に応じて必要となる障害福祉サービスが受けられるよう支援し、これらの利用による、自立と社会参加の促進を図ります。

(4) 公共交通機関の運賃割引の要望

精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引について、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同等に適用されるよう、各公共交通機関事業者に対して、関係団体と連携し引き続き要望していきます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築（※7）に向けた検討

保健、医療、福祉関係者による「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場」を設置し、地域のメンタルヘルスに対する啓発や精神科医療機関の長期入院患者等が地域で安心して暮らせるような地域づくりに向け協議を実施します。

（※7）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

第3節 いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進

I 教育・育成

1 障がい児支援の充実

現状と課題

- 本市では、子どもの発達や子育てについての相談を受け付けているほか、幼児健康相談を実施しています。
- 障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な指導訓練を行うことによって、知識・技能の習得や集団生活への適応のための支援による基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があります。
このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。
- 本市では、保育所や認定こども園等において、受入れ可能な障がいのある子ども、医療的ケアを必要とする子どもに対する特別支援保育・教育を実施しており、年々そのニーズは高くなっています。
- 地域の障がいのある子どもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として「児童発達支援センター」が市内には6か所あり、市立では「旭川市愛育センター」があります。
- 障がいのある子どもに対する支援を行うためには、妊娠期から子どもの学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも切れ目のない相談支援体制を整備することが必要です。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策を地方公共団体において実施することとされています。

施策の方向

就学前の障がいのある子どもへの療育は、次のライフステージである学齢期以降に向けてのスタートラインと位置付け、本人が将来的に安心して社会参加できるよう、早期の相談により障がいの程度に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、就学後においても継続した切れ目のない療育を行います。

具体的施策

(1) 相談支援体制の充実

援助が必要な子どもを早期に発見し、子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた発達支援を提供するため、障がい児に関する基本相談窓口である2か所の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 特別支援保育・教育に従事する保育士等の資質の向上

特別支援保育・教育に従事する保育所、認定こども園及び幼稚園等の保育士等の障がいに対する理解を深め、行動の意味をくみ取りながら適切に対応できるよう、研修や講演会等を開催します。

(3) 関係機関との連携の強化

特別な支援を必要とする子どもに発達支援を行うため、旭川市自立支援協議会等を活用し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関、北海道発達障害者支援道北地域センター、家族会等との連携を強化し、関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

(4) 療育機関の専門性の向上

旭川市愛育センターを含む市内に6か所ある児童発達支援センターの連携より、専門性の向上を図ります。

(5) 医療的ケア児に対する総合的な支援体制【拡充】

旭川市医療的ケア児等総合相談室を令和6年度に設置し、医療的ケア児に係る相談や各種福祉サービス利用に係る調整や関係者のネットワーク構築などを行っています。

また、市内2か所の保育所等に常時看護師を配置し、医療的ケア児の受入れに対応する常設型の施設として設定しており、今後も継続した支援を実施します。

2 学校教育の充実

現状と課題

- 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うため、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置しているほか、就学時や在学中において特別支援教育相談員（※8）による相談や、教育支援懇談会における専門家の意見聴取などを行っているところです。

また、行政、医療、福祉等の関係機関が連携した相談体制の構築を一層進めていく必要があります。

（※8）特別支援教育を必要とする児童生徒のために、学校内外の関係者（教職員、保護者、医療・福祉機関など）と連携し、支援を調整する教員のこと。

- 障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの程度に応じ、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもと指導が行われているほか、本人及び保護者の意向を尊重した中で、通常の学級における支援も実施しているところです。こうした支援を実施するための合理的配慮の基礎となる教材や施設、設備等の教育環境についても可能な限り障がいに配慮した整備を図っていく必要があります。
- アンケート調査では、第1節-I理解にもあるとおり、アンケートにおいて「市民の理解が深まるために必要なこと」についての障がい者の回答は、「教育の充実」がいずれの障がい種別においても最も多くなっています。

また、障がいのない人も障がい者への理解を促進するために必要な取組は、「障がいのある児童生徒とない生徒が相互理解を深める交流教育を促進する」が多くなっています。
- 障がいのある子どもが障がいのない子どもや地域の人々と可能な限り共に過ごしたり交流したりすることは、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ重要な機会であり、全ての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

また、条約第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを「インクルーシブ教育」としています。

本市においては、障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶことが重要である一方で、特別な教育的ニーズに応じた支援の要望もあることから、条約が掲げる理念を尊重しながら、インクルーシブ教育システムの推進に努めます。
- 平成28年4月に開校した北海道旭川高等支援学校卒業生の多様な進路を確保するため、市役所では在校生の職場実習受入れや卒業生の会計年度任用職員として任用をしています。

施策の方向

就学時の教育相談等を通じて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、本人や保護者の意向を最大限尊重し、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において適切な指導や支援を行うため、合理的配慮の基となる基礎的環境整備を進め、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮するとともに、交流及び共同学習を推進します。

具体的施策

- (1) 学校と関係機関との連携による相談支援体制の強化
学校と行政、医療、福祉等の関係機関と連携した相談体制の強化を図ります。
- (2) 教職員の専門性と資質の向上
障がいの重度・重複化や発達障がい等、子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため、専門研修や職務・役割に応じた多様な研修の実施など、教職員の専門性と資質を一層高めるための取組を推進します。
- (3) 特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置
障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導を行うため、障がい種別に応じた特別支援学級や通級指導教室を開設し、特別支援教育補助指導員を配置します。
- (4) 医療的ケア児童生徒への対応
医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小中学校に看護師の資格を持つ特別支援教育補助指導員を配置します。
- (5) 交流及び共同学習の推進【再掲】
障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を受けながら、できるだけ障がいのない児童生徒と共に過ごしたり交流したりできる教育を推進します。

II 雇用・就労支援

1 障がい者雇用・就労の促進

現状と課題

- 障がいのある人の雇用については、障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体等は一定割合以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

一般の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は下表「障害者雇用促進法に基づく雇用率」に記載のとおりとなっています。

また、本市における法定雇用率達成企業の割合は、令和4年及び令和5年が59.9%、令和6年が54.7%となっています。

減少した原因としては、より多くの障がい者雇用が求められ、法定雇用率が令和5年までは2.3%でしたが、令和6年には2.5%に上昇したため、対象となる企業の範囲が広がったためと考えられます。

障害者雇用促進法に基づく雇用率

	令和6年4月～令和8年6月	令和8年7月以降
民間企業	2.5% (従業員40名以上の企業が障がい者1名以上雇用)	2.7% (従業員37.04名以上の企業が障がい者1名以上雇用)
国・地方公共団体・特殊法人等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

民間企業における障がいのある人の雇用状況

(各年6月1日現在)

		企業数 (企業)	対象労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
旭川市	令和6年	254	28,486.0	699.5	2.46	54.7
	令和5年	212	26,597.5	720.5	2.71	59.9
	令和4年	207	26,767.5	639.5	2.39	59.9
北海道	令和6年	4,218	684,930.0	18,048.0	2.64	49.5
	令和5年	3,895	668,944.0	17,255.0	2.58	53.1
	令和4年	3,928	666,021.0	16,234.5	2.44	51.3
全国	令和6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0
	令和5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1
	令和4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3

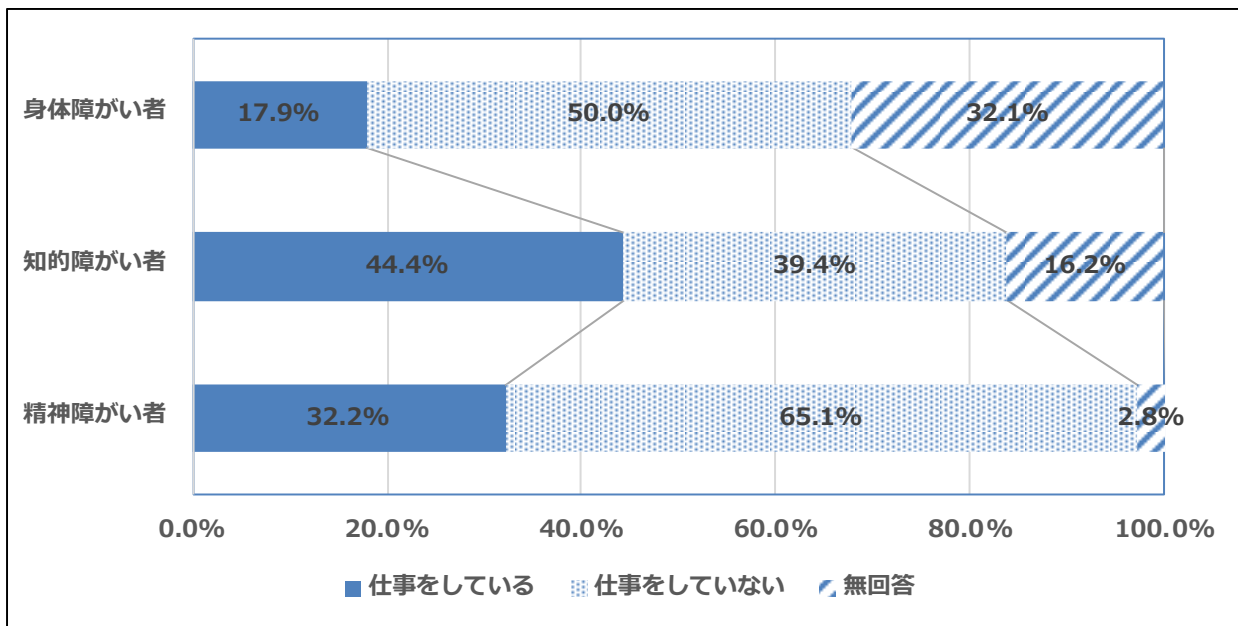
※北海道労働局調べ

(注) 1 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障がい者数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、週 10H 以上 20H 未満の場合、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者を 1 人を 0.5 とカウントする。週 20H 以上 30H 未満の場合、身体障がい者及び知的障がい者を 1 人を 0.5 とカウントし、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者を 1 人を 1 とカウントする。週 30H 以上の場合、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、1 人を 2 人に相当するものとして 2 とカウントし、それ以外の障がい者は 1 人を 0.5 とカウントしている。

○ 令和元年 6 月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がいのある人を雇用する責務が明示され、本市では令和 2 年 4 月に「旭川市障がい者活躍推進計画」を策定し、各執行機関の長と連携し、障がいのある方が能力を最大限に発揮し、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図っています。

○ アンケート「就労の状況」



○ アンケート「就労形態」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
自営業者	2.4	0	2.9
家族従業者	0.6	0	2.3
会社・団体の役員	0.9	0.8	1.7
会社・団体等の正規の従業員	4.9	4.8	13.7
パート、アルバイト、契約社員	6.1	33.3	40.6
就労支援事業所で就労	1.4	53.2	34.3
地域活動支援センターで就労	0	1.2	0.6
内職	0.2	0	0.6
その他	1.1	6.7	3.4
無回答	82.4	0	0

○ アンケート「仕事をしていない理由」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がいのため	9.3	13.9	32.5
病気のため	3.2	3	23.4
高齢のため	23.5	2.1	8.2
家事や育児に専念しているため	0.8	0.4	1.4
自分の障がいにあった仕事がないため	1.4	3.5	10.2
会社の倒産、人員整理のため	0	0	0.6
雇用されないため	0.6	0.9	4.5
賃金・労働条件が不満足なため	0.2	0	0.3
仕事をする必要がないため	2.6	3.5	0.8
その他	3.8	8.6	14.7
無回答	54.6	3.5	3.4

○アンケート「働くため重要な環境整備」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること	38.6	40.2	41.3
仕事や役割がやりがいを感じられるものであること	27.3	29.6	24.4
通勤手段が確保されていること	23.8	27.8	28
障がいや健康状態にあわせた働き方ができること	59.9	39.6	61.8
事業主や職場の人が、障がいのある方について十分理解していること	44.4	48.9	43.1
職場の施設や設備が、障がいのある方にも利用できるように配慮されていること	19.8	13.4	6.1
同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	7	15.2	8.5
ジョブコーチなどの職場外部の支援者が、職場に慣れるまで援助してくれること	1.3	7.9	4.9
適切な能力評価が行われること	7.8	4.7	7.1
仕事に必要な知識や技術を身に付けるための支援を受けられること	10	12.2	11
就労の場をあっせんしてくれたり、相談できる場が整っていること	12.5	14.6	16.7
その他	2.3	3.7	3.9
無回答	63.2	11.8	8.1
無効回答	0.7	3.4	2.4

アンケート結果から、就労をしていない障がいのある方の割合は、精神障がい、身体障がい、知的障がいの順に高くなっています。

精神障がい及び知的障がい者は、障がい及び病気が理由で、身体障がい者は高齢が理由で、就労していない割合が高くなっています。

知的障がい及び精神障がいのある方は、パートやアルバイトのほか、福祉的就労で働いている割合が高くなっています。

- 就労するために必要な環境としては、いずれの障害種別も「働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること」「障がいや健康状態に合わせた働き方ができること」「事業主や職場の人が、障がいのある方について十分理解していること」が上位となっており、障がいのある人にとって必要な就労環境とは、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つとともに、障がいのある人が障がいや健康状態にあった働き方ができることや働いた内容に見合う適切な額の報酬を得られることとなります。こうした環境が増えることで、障がいのある人の雇用促進が図られ、職場への定着も進むものと考えます。

- 障がいのある人が就労を継続するためには、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が必要です。

- 障がいのある人の雇用・就労の場としては、障がいの程度や特性により、「一般就労」と「福祉的就労」(※9)があり、「福祉的就労」の場となっている就労支援事業所については、障がいのある人の自立と活躍に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っていますが、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することが必要です。

また、令和7年10月から新たな就労系障害サービスとして「就労選択支援」が

開始となり、本人の意向と適性に沿った就労支援が期待されます。

(※9) 福祉的就労とは、障害や体調などの理由で一般企業（一般就労）で働くことが困難な方が、福祉サービスを活用しながら、支援を受けつつ働くことができる就労形態のこと

- 本市においては、障がいのある人の任用や職場実習の受入れのほか、関係機関との連携、農福連携によるマッチング支援等、障がい者雇用の拡充に向けた多様な取組を通じて、障がいのある人の活躍を推進しています。

施策の方向

障がいのある人が能力を最大限に発揮し、社会で活躍できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

具体的施策

- (1) 本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実
障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保とともに、旭川市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある本市職員の職場環境の充実に努めます。
また、市有施設における就労訓練事業を継続して実施し、一般就労に繋がるよう支援します。
- (2) 職場実習の推進
就職を希望する障がいのある人や特別支援学校等の生徒が、民間企業において職場実習を行う機会の提供を行います。
- (3) 障害者就業・生活支援センターきたのまちとの連携
上川中南部障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、就業や日常生活上の問題について、指導及び助言その他の必要な支援を行います。
また、職親会（※10）などを通じた民間企業との交流の中で、障がい者就労への理解の促進を図ります。
(※10)職親会は、障がい者の社会的自立を図るため、その雇用の拡大と定着を促進することを目的に障がい者雇用に理解のある事業所及び個人が会員となって設立された組織
- (4) 障害福祉サービス等の質の確保【新規】
障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。
また、自立支援協議会や旭川市障害者総合相談支援センターなどで開催する各種研修等により、相談支援専門員及び支援員のスキル向上など障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施します。

2 福祉的就労の底上げ

現状と課題

- 福祉的就労の場である就労継続支援事業所においては、サービスの質を担保し、障がいの特性に応じた支援を行うことが求められます。
また、サービスの質を確保するため、総量規制について検討する必要があります。
- 障がいのある方の希望や適性に沿った福祉的就労が行えるよう、相談支援専門員、就労系障害福祉サービスや旭川市自立支援協議会等、関係機関の連携が必要となります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、「旭川市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障がい者就労施設等から物品及び役務の調達を推進しています。

施策の方向

福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動における活躍の場として大きな役割を担っていることから、適切な支援を行います。

具体的施策

- (1) 業務の委託等の推進
福祉的就労における作業・工賃の確保に寄与するため、市内障がい者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めます。
- (2) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進
毎年度、市内障がい者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報を集約し、積極的な調達に努めるとともに、市ホームページで調達実績を公表します。
また、民間企業に対しても障がい者就労施設の作業について周知を行います。
- (3) 一般就労への移行促進及び定着
企業での就労が可能な障がいのある人について、北海道や上川中南部就業・生活支援センターきたのまち、就労移行支援事業所等と連携しながら、一般就労への移行を促進します。
また、北海道障害者職業センターや就労定着支援事業所等とも連携し、就労した後も定着できるような支援を行います。
- (4) 授産製品の販路機会を確保するための支援
市が主催するイベント等において障がい者就労施設等の出店や製品の展示を支援することで、販路機会の確保を図ります。

(5) 新たな連携業務に関する支援

農福連携等、福祉的就労と民間企業などとの連携による業務・作業について、障がい者就労施設及び民間企業等双方に対し、情報提供を実施するなどの支援を検討します。

(6) 障害福祉サービス等の質の確保【一部再掲】

障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。

Ⅲ 社会参加・活躍

1 障がい者スポーツの振興

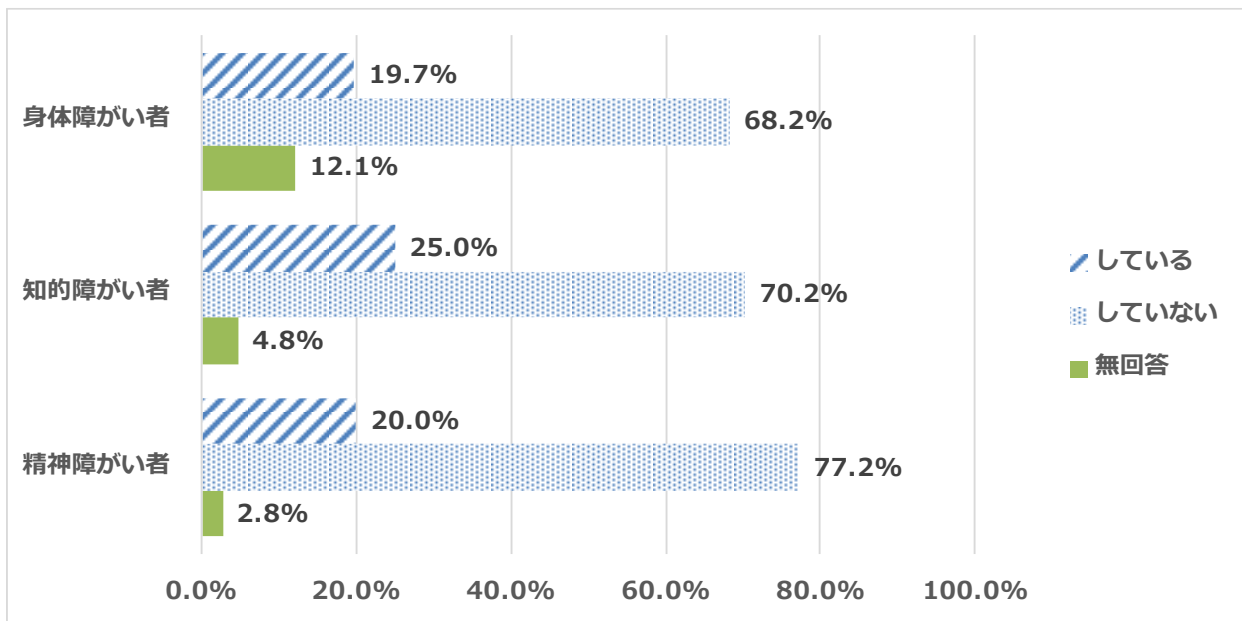
現状と課題

- 本市においては、昭和 48 年度から身体障害者体育祭を開始し、現在は障害者スポーツフェスタや障害者スポーツ記録大会、障害者スポーツ教室を開催するとともに、全道大会参加者への競技サポートなどを実施しています。
- 本市は、令和 2 年 3 月に「全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、共生の理念の下、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。」を基本理念とした旭川市スポーツ推進条例を制定しています。
- 市内では、競技スポーツから障がいの種類や年齢を問わず楽しめるユニバーサルスポーツまで、様々な種目で障がい者スポーツの活動が行われています。
障がい者スポーツ関係機関・諸団体が活発な活動や支援に取り組むことで、スポーツを通じた障がいのある人の活躍の場が広がりを見せています。
- 競技スポーツについては、本市からパラリンピックや障がい者スポーツの世界大会へ出場する選手やメダリストが輩出されるなど、競技レベルの向上や専門性が高まっています。
- パラクロスカントリースキー日本代表合宿、日本パラパワーリフティング連盟合宿、デフリンピック（※11）陸上日本代表合宿の受入れや北海道障がい者冬季スポーツ大会を開催しています。

（※11）デフリンピックとは、聴覚障がいのあるアスリートを対象とした国際的総合スポーツ競技大会。

4年に1度開催され、2025年日本において初めて東京で開催された。

○ アンケート「スポーツ、レクリエーションへの参加」



○ アンケート「今後やってみたいスポーツ、レクリエーション、学習活動、文化芸術活動等」 (%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
散歩(ウォーキング)、階段昇降	30.3	19.0	24.3
体操、ヨガ	7.5	5.6	9.0
自転車サイクリング	5.3	9.9	11.7
ジョギング、トレーニング	4.7	5.4	6.3
ニュースポーツ(ボッチャ、モルック等)	3.2	5.4	1.0
その他のスポーツ	2.3	5.6	2.2
音楽・美術鑑賞	16.4	14.3	21.7
パソコン	6.2	8.3	19.6
映画・ビデオ鑑賞	14.9	21.7	21.9
カラオケ・コーラス	9.0	20.9	13.3
旅行、ハイキング	20.9	25.0	18.2
家庭菜園	18.3	2.5	5.7
釣り	6.2	3.3	3.7
ボランティア	1.5	1.7	3.5
講座の受講	2.8	0.6	2.7
とくにない	30.1	28.8	28.0
その他	4.3	4.1	4.1

「散歩、階段昇降」「映画・ビデオ鑑賞」「旅行・ハイキング」が障害種別に関わらず、比較的関心が高くなっており、身体的・精神的な負担が少なく、日常生活に取り入れやすい活動である点が共通しています。

一方、「とくにない」と回答した割合がいずれの障害種別でも高くなっていることがわかります。

○ アンケート「スポーツ、レクリエーション等を行う上での課題」

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がいの内容にあったスポーツ等の情報が得られない	26.4	24.4	19.0
一緒に行く仲間や団体の情報が得られない	19.7	27.7	20.0
障がい者が参加できる講座かどうかわからない	22.1	26.0	22.3
障がいに対応した施設がない、または遠い	19.1	19.9	15.1
施設に移動する手段がない、または移動するための支援が得られない	18.4	17.4	15.7
活動を続けるための経済的な負担が大きい	25.0	23.0	26.0
障がい者スポーツ等の指導者が不足している	5.1	8.8	5.0
障がいへの配慮が受けられない	4.7	11.3	12.4
活動に対する周囲の理解が不足している	6.3	9.2	14.6
とくにない	20.1	13.1	14.4
わからない	22.9	27.0	39.4
その他	2.5	2.0	2.3

いずれの障害種別においても情報面及び経済面での負担が大きな割合を占めています。

また、知的障がい・精神障がいのある方は、「障がいへの配慮が受けられない」の割合が身体障がいのある方よりも高くなっており、障がいに対する理解の促進が必要であると考えられます。

さらに精神障がいのある方は「わからない」の割合が高くなっており、課題の明確化が困難である傾向が高く、活動への参加に対する不安や抵抗感が強いと考えられます。

これらのことから、障がいのある方が余暇活動を行うためには、「障がいに対する理解」「経済的な安定」「情報」「バリアフリー」など複合的な課題があることがわかります。

- 障がいのある方がスポーツやレクリエーションに親しむためには、障がいの種別を超えて、また、行政の枠に留まらず、民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり、障がいのある人が気軽に余暇活動が行えるよう、周辺環境の整備など、体制の整備を図ることが求められています。

- 障がい者スポーツ分野においては、趣味や競技といったレベルに応じた指導員の存在が重要となります。

施策の方向

障がい者スポーツを振興するため、障がいのある人も利用しやすく、様々な競技が楽しめる施設の整備や、情報の提供、障がい者スポーツ指導員が活動できる場の拡充を推進します。

具体的施策

- (1) スポーツ施設のバリアフリー化の推進
スポーツ施設の整備に当たっては、利便性向上に配慮し、バリアフリー化の推進を継続します。
- (2) 障がい者スポーツの情報提供及び普及
ライフステージに応じて身近にスポーツに親しみ、社会参加活動の場を広げることができるよう、関係団体と連携した障がい者スポーツ活動の情報提供や、活動の支援を行います。
また、市民に対し、様々なイベント等に合わせて障がい者スポーツの体験会を実施し、障がい者スポーツの普及に努めます。
- (3) 障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充
障がいのある人の健康の維持・増進や生きがいづくりや障がい者の競技スポーツなど障がい特性や目的に応じた障がい者スポーツ団体及び指導員の連携を図り、活動の場の拡充に努めます。
- (4) 各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援
障がいのある人の全道規模の各種スポーツ大会への参加を支援します。
- (5) スポーツ合宿等の誘致
本市における障がい者スポーツの活躍の場を拡充するため、スポーツ合宿等の誘致を推進します。

2 文化・芸術活動の振興

現状と課題

- 文化活動は、障がいの有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり、文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及を期待することができます。
障がいのある人の製作した作品等は、障がいのある人の生活を豊かにするだけでなく、障がいのない人への理解と関心を高める上で効果があります。
- 平成 28 年 3 月に「旭川市文化芸術振興基本計画」を策定し、障がいのある人が文化芸術活動に積極的に参加できる環境づくりに努めることを基本方針とし、施設のバリアフリー化等を行っています。
- 旭川市障害者福祉センターおびつたでは、障がいのある人もない人も様々な文化活動に親しめるよう、陶芸室や和室、ギャラリーなどが整備されており、市民の文

化活動の場となっています。

- 障がいのある人が文化活動をする際に、様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため、ハード、ソフト等あらゆる面において、障がいのある人の文化活動における活躍の場を確保するための取組を進める必要があります。

施策の方向

障がいのある人の自立と活躍を促進するため、障がいのある人による文化・芸術活動への取り組みや啓発を支援します。

具体的施策

- (1) 文化施設のバリアフリー化の推進
文化施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを意識し、障がい者団体等の意見・要望を踏まえてバリアフリー化を推進します。
- (2) 文化活動への参加の支援
様々な文化活動を展開している市民活動団体への障がいのある人の参加を支援するため、旭川市障害者福祉センターおびつたにおいて情報を提供します。
- (3) 読書環境の整備及び普及
市立図書館において実施している、図書宅配サービスや大活字本の貸し出し等を行っています。
また、視覚障害者情報提供施設（点字図書館）での点訳奉仕員の養成、点訳図書、音声図書への取組への支援を行います。
- (4) 作品展等の発表機会の確保等
障がいや障がいのある人への理解と関心を高めるため、多くの市民が集まる場所で障がいのある人の作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

第4節 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現



I 生活環境

1 住環境の整備

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れる必要があります。
- 国は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することを目的として、平成18年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を制定しました。バリアフリー法では、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進と、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、北海道では、公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、地域福祉の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフト両面から総合的に福祉のまちづくりを進める観点から、平成15年8月に「北海道福祉のまちづくり条例」を改正しています。
- 旭川市では、平成20年3月に「だれもが安全に、安心して活動できるまち旭川」を基本理念とした旭川市バリアフリー基本構想を策定し、安全で快適に活動できる基盤を整備し、人との繋がりを大切にしたハートフルなまちづくりを目指しています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題であり、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備をはじめ、障がいのある人が安心して生活できるような住環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全・安心に生活し、社会参加できるよう、公共建築物、道路、公園等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

(1) 市有施設のバリアフリー化

新設する市有施設はユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施しており、既存の市有施設については利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。新設する市有施設については、旭川障害者連絡協議会等関係団体の意見・要望等を聴き、必要に応じて現地での確認等を行います。

(2) 日常生活用具給付における住宅改修

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。

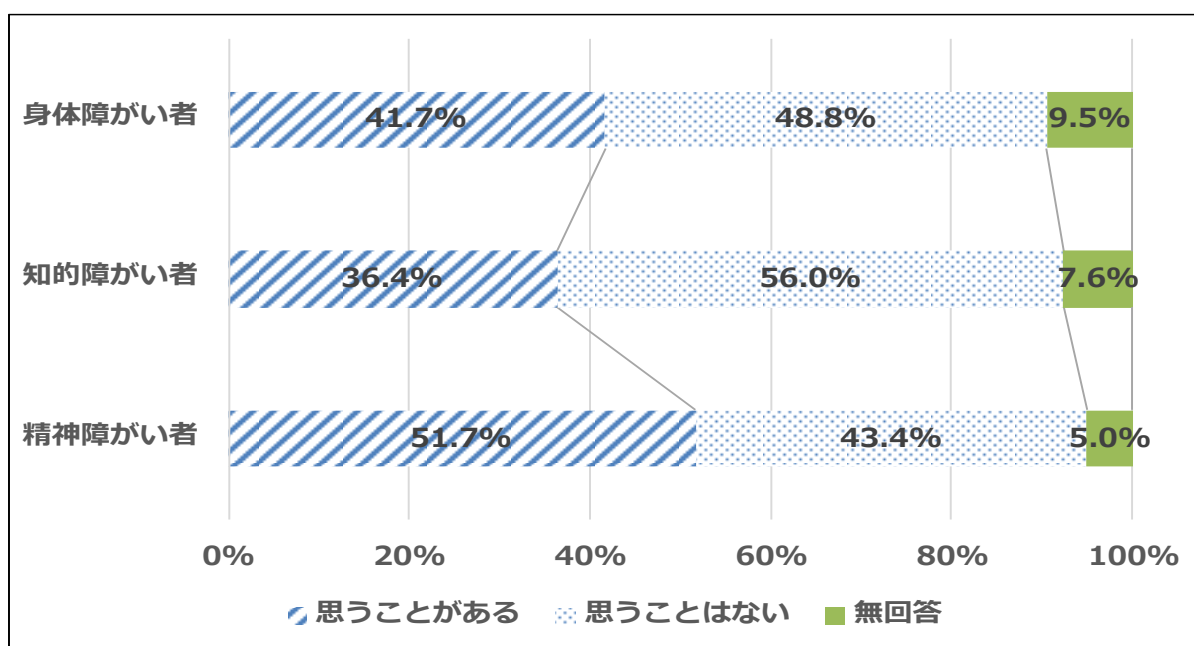
(3) ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備

「旭川市の公営住宅等の整備におけるユニバーサルデザインの導入に関する指針」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を推進します。

2 障がい者に配慮したまちづくりの推進

現状と課題

○ アンケート「外出時に困ることや不満に思うことの有無」



○ アンケート「外出時に困ることや不満に思うこと」

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
介助者がいない（利用できる事業所がない）	3.7	9	4.7
必要なときに、まわりの助けが欲しい	21.6	40	31.9
バスなどの乗り降りが不便	33.2	16.5	19.2
道路や建物の段差が多い	35.4	10.5	11.6
通路上に自転車や看板などの障がい物が多くて通りにくい	6.3	3	5.4
利用する建物の設備（階段・トイレ・エレベーター等）の利用が不便	14.6	9.5	6.9
雪道の歩行に苦勞する	65.3	34.5	40.9
障がいのある方のための駐車スペースが少ないことや駐車できないことがある	30.6	6	7.2
自動車や自転車などに身の危険を感じる	12.3	19	21.4
コミュニケーションがとりにくい	7.5	51.5	32.2
視覚障がい者用誘導ブロックや音響式信号が不十分である	3.7	2.5	1.1
外出に必要な情報が得られない	4.9	11.5	9.8
人の目が気になる	7.5	30.5	55.1
その他	11.9	10	19.9
無回答	1.8	3.5	1.8

外出時に困ることや不満に思うことがある方は、知的障がい、身体障がい、精神障がいのある方の順で高くなっています。

困ることや不満に思うことは、いずれの障がい種別においても「雪道の歩行に苦勞する」が多くなっています。

身体障がいのある方は、「バスの乗り降りが不便」「道路や建物の段差が多い」など、物理面での困りごとが多くなっています。

知的障がい・精神障がいのある方は「コミュニケーションがとりにくい」「人の目が気になる」など、心理面での困りごとが多くなっています。

- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上では、まち全体が障がいのある人にとって利用しやすいことが求められます。このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続した環境の整備を図ることが重要です。また、自家用車を利用して移動する障がいのある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるような配慮も必要です。

一方、生活空間のバリアフリー化が不十分な場合に、よりきめ細やかに対応するためには、「心のバリアフリー」を推進することも必要です。

このため、ハードとソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策を構築することが重要です。

加えて、積雪・寒冷といった本市の地域特性などを踏まえ誰もが安全で快適に行動できるまちづくりを推進することが重要です。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備とともに、「心のバリアフリー」にも配慮したまちづくりを推進します。

具体的施策

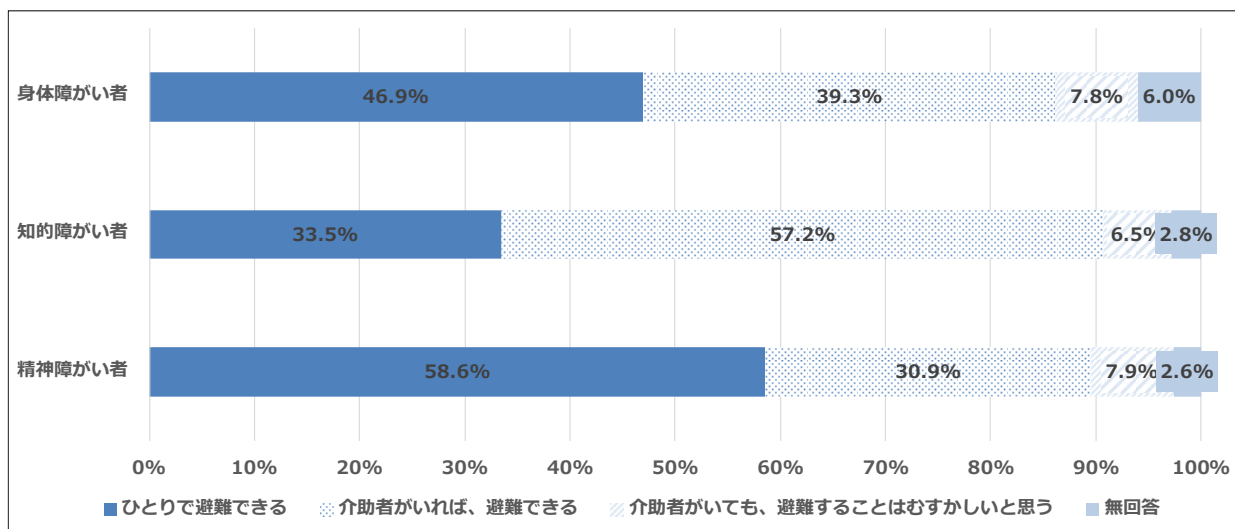
- (1) 市街地等のバリアフリー化の推進
旭川市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路及びバリアフリー促進経路を中心に歩道の整備・改善を推進します。
- (2) 音響式信号機等の整備促進
視覚障がいのある人が安全で円滑に移動できるよう、音響式信号機の整備を関係機関に要望します。また、市道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について関係団体等との協議を行いながら、引き続き推進します。
- (3) 除雪等の推進
重度障がいのある人等の世帯において、玄関前の間口部分の除雪に配慮する住宅前道路除雪事業を継続して実施します。
また、中心市街地、幹線道路、通学路等における歩道の除雪の充実に努めます。
- (4) 路上放置物や違法駐車等の排除
視覚障がいのある人や車いす使用者等の移動の妨げになる路上放置物や違法駐車等の排除について、関係機関との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。
- (5) 低床バスの導入促進
令和6年5月に策定した「旭川市地域公共交通計画」に基づき、障がいのある人等がバスを安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう、低床バス（ノンステップバス）の導入促進に努めます。
- (6) 「心のバリアフリー」の普及・促進
共に支え合う地域福祉を推進する心のバリアフリーの観点から、障がいのある人への理解の促進や、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及に努めます。
- (7) 「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」の推進
地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を

令和4年3月に制定しています。同条例により、福祉的支援を必要とする方が、個々の状況に応じた適切な支援や配慮を受けられるよう、推進していきます。

3 防災・防犯対策の推進

現状と課題

○ アンケート「災害発生時の避難」



災害発生時、「ひとりで避難できる」と回答した身体障がい者及び知的障がい者は5割未満となっています。

また、いずれの障がい種別においても一定程度の方が「介助者がいても、避難することはむずかしいと思う」と回答しています。

○ アンケート「災害発生時における消防機関への通報」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
電話を使い、消防機関へ通報ができる	70.0%	37.7%	74.6%
電話は使えないが、ファックスやメールを使い消防機関へ通報ができる	2.3%	0.5%	0.7%
電話は使えないが、緊急通報システム（ホットライン）にて、消防機関へ通報ができる	3.8%	1.8%	1.1%
通報できない	16.4%	53.0%	16.9%
その他	1.5%	3.7%	3.3%
無回答	6.0%	3.3%	3.3%

災害発生時、消防機関への通報について、身体障がい者及び精神障がい者の多くは「通報ができる」と回答していますが、知的障がい者では5割以上の方が、また、身体障がい者及び精神障がい者も一定の割合の方が「通報できない」と回答しています。

○ アンケート「災害発生時に困ること」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない	23.5	42.1	35.0
救助を求めることができない	10.2	32.2	15.2
救助を求めても、来てくれる人がいない	10.1	10.9	22.9
安全なところまで、すぐに避難することができない	30.2	33.6	23.0
まわりの人々とのコミュニケーションがとれない	10.2	39.0	27.6
被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない	22.3	38.8	28.0
避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない	12.1	17.2	9.5
必要な薬が手に入らない、治療を受けられない	28.1	26.2	37.3
補装具や日常生活用具が使えなくなる	13.4	8.9	4.2
障がいにあった対応をしてくれる避難場所が近くにない	14.2	24.0	11.8
とくにない	19.4	11.8	9.1
わからない	21.3	20.0	20.2
その他	3.7	2.4	3.2
無回答	9.5	5.0	3.6

災害時の困りごとについて、身体障がいのある方は、避難場所までの移動が最も多くなっています。知的障がいのある方は、周囲の人とのコミュニケーションや救助を求めることができないが多くなっており、精神障がいのある方は、必要な薬が手に入らないが多くなっており、障害種別により異なる部分があります。

一方、共通した部分では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」があります。

これらのことから、災害時の支援体制は、①情報提供の基本的な整理 ②医療及び避難体制の確保、に加え、認知的・心理的・物理的な支援を組み合わせた多層的な対応が求められています。

- 東日本大震災（平成 23 年 3 月）の教訓から災害時に一人では避難が困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として、本市が行う地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について広く市民の理解と協力が得られるよう、従来の旭川市災害時要援護者避難支援ガイドラインを改定した「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」を策定しています。
- 大規模な災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難対策として、「避難行動要支援者名簿」を作成し、同意を得た名簿登載者の名簿情報を避難支援等に取り組む地域の自主防災組織、町内会等に提供して、平常時からの避難支援等の体制を構築するとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重した上で個別避難支援計画を策定しておくことが重要です。
- 災害対策基本法に基づき、旭川市の地域における防災に関し、実施すべき事務を定めた旭川市地域防災計画において、災害時には、障がいのある人その他の特に配

慮を要する方（以下「要配慮者」という。）が利用する施設の利用者の安全確保も必要とされています。

また、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画として旭川市強靱化計画を令和2年7月に策定し、適宜改定を行っています。

- 本市では、福祉避難所の指定に協力いただける障がい者福祉施設と協定を結ぶことにより、福祉避難所の拡充を図っています。
- 平成30年北海道胆振東部地震の影響により北海道内全域で発生した前例のない大規模停電の教訓から、福祉避難所への災害時用自家発電設備の設置の充実を図りましたが、障がい者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、ニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等の確保、実際の受入手順、行政職員の配置等について具体的な検討を行うことが求められています。
- 日頃の支援者が災害時の支援者になるとは限りません。初めて支援者となる方等に必要な支援の内容を伝えるためにも、自ら困っていることをなかなか伝えることが難しい人は、事前にヘルプマークやヘルプカードを作成の上、日頃から携帯しておくことが重要です。
- 本市では、消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、旭川市消費生活センターを設置するとともに、悪質商法等に関する消費者情報を共有し、市民への周知などで協力連携することにより、地域全体で悪質商法等による消費者被害の未然防止に資することを目的として、旭川市消費者被害防止ネットワークを設置しています。

施策の方向

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯対策や緊急通報システムの推進など、安全・安心な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

具体的施策

(1) 避難行動要支援者等に係る避難支援

地域の避難支援体制の構築を目的として、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難支援等関係者への情報提供の実施について意思確認を行います。また、住民同士の交流を深め、実効性のある個別避難支援計画策定の普及に努めます。

- (2) 消防機関への緊急通報システムの利用促進
障がいのある人等に対する災害時等の消防機関への各種緊急通報システムの利用促進を図ります。
- (3) 災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策【拡充】
災害危険箇所内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、名称、所在地、伝達手段等の施設情報を整備するとともに、災害発生時には着実に避難情報を要配慮者利用施設へ伝達することにより、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。
また、要配慮者利用施設に対しては国が所管する「災害時情報共有システム」の利用を促し、被災状況の把握に努めます。
- (4) 福祉避難所の充実と開設・運営手順の策定
福祉避難所に指定されている障がい者福祉施設の拡充や災害時用自家発電設備の設置を推進するとともに、一般避難所から福祉避難所での受入れに至る手順のほか、実際に福祉避難所を開設した場合の適切な人員配置計画など、具体的な検討を行います。
- (5) 「心のバリアフリー」の普及・促進【再掲】
共に支え合う地域福祉を推進する心のバリアフリーの観点から、障がいのある人への理解の促進や、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及に努めます。
- (6) 消費者被害の未然防止
悪質商法等による消費者被害やネット通販等による消費者トラブルを未然に防止するため、消費者への啓発や広報活動を通じて消費者教育を推進します。

II 情報・コミュニケーション

1 情報提供の充実

現状と課題

- 国では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年に施行され、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上が求められています。
- ICT（情報通信技術）の進展は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。
障がいのある人が情報収集を行いやすいよう配慮した広報手段の拡充等の取組を推進する必要があります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記の普及も継続して求められています。
そのため、障害特性に対応したICTの利用促進や点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成など、身近なところでのコミュニケーションの支援に努める必要があります。
- 旭川点字図書館では、全国の点字図書館や公共図書館等からなる会員をネットワークで結ぶ「サピエ」に加盟し、全国のサピエ会員施設が所蔵する点字・録音図書館の書誌情報やデータを保有する「サピエ図書館」を利用することができます。

施策の方向

ICTの活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないように、既存の事業についても推進します。

具体的施策

- (1) SNSによる情報発信の促進
主にICT機器による情報収集等を行う障がい者に対応するためSNS等による情報の発信を促進します。
- (2) 視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充
視覚障がいのある人に対し情報を提供するに当たっては、内容や希望に応じて、

文書の場合は点字化、音声コード化及び音声化、ホームページ等の場合は音声読み上げソフトへの対応などに可能な限り努めます。

(3) 点字シールの貼付

視覚障がいのある人への市の発送文書は、本人の求めに応じて封筒に差出元等を表示した点字シールを貼付します。

(4) 視覚障がいのある人への情報提供の推進

視聴覚ライブラリー等、障がいのある人へのサービスを引き続き推進します。

(5) 定例記者会見等の手話通訳

市長が行う定例記者会見等で手話通訳を行うことにより、ろう者に対し、情報提供を実施します。

2 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには様々な社会環境が整備される必要がありますが、対人コミュニケーションを十分果たせるよう支援することも重要です。
- 本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、手話通訳者の確保や養成に努めることなどを内容とする条例の制定に取り組み、平成28年7月に「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定しました。条例の制定後は、手話に対する市民の理解を深めるための取組をより一層推進しています。
- 聴覚障がいのある人には手話を使用しない方も多くいることから、文字や図により情報を提供するほか、意思疎通の支援に当たって、要約筆記者の養成・派遣を実施しています。
- 聴覚障害に加え、視覚障害も重複する盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣を実施しています。

施策の方向

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた支援体制の充実を図ります。

具体的施策

(1) 「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づく取組の推進

令和8年度に制定10年となる「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づき、手話に係る施策を更に推進するとともに、附属機関において施策の実施状況点検等を行います。

(2) 手話通訳者の派遣の推進

聴覚障がいのある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の充実を図ります。また、緊急時及び災害時における手話通訳者等の派遣体制の充実を図ります。

(3) 人材の養成

点訳奉仕員や朗読ボランティアなど、視覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材を養成します。

また、今後も手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳・介助員の養成に努めます。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の啓発・普及の推進

障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするために、障がいの特性に応じて、筆談、手話、読み上げなどによるコミュニケーションや、分かりやすい表現を使った意思疎通に配慮するといった、障がいに関する正しい知識の取得や理解につながる取組の啓発・普及を推進します。

(5) 遠隔手話サービスの推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により手話通訳者と対面による手話通訳が困難な状況の際に実施した、手話通訳者による遠隔手話サービスについて、周知を行い、利用促進に努めます。